

中央卸売市場食肉市場大動物解体ライン等改良工事請負契約に関する紛争の 仲裁判断に基づく経費支出等について

(千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|-------|-----------|--------|-----------|
| 1 中央と畜場費 | | 3,769,269 | 74,009 | 3,843,278 |
| | 1 運営費 | 3,056,597 | 74,009 | 3,130,606 |

※補正額の内訳：請負人への賠償金（追加工事費等及び遅延損害金）70,509 千円、弁護士費用 3,500 千円

※補正財源：一般会計繰入金 65,009 千円、雑入（請負人からの賠償金）9,000 千円

1 紛争の概要

(1) 食肉市場の大動物解体ライン等の改良工事（19～20 年度実施）の工事請負人である「東西産業貿易株式会社（東京都文京区）」と本市との間で、工事代金及び瑕疵修補に係る紛争が生じ、双方が、**神奈川県建設工事紛争審査会の仲裁**を申請していました。

（仲裁に付することについての議決：平成 22 年第 2 回定例会）

(2) 双方の主張概要は以下のとおりです。

請負人主張：①市の監督員指示により、入札時に市が提示した設計図書の内容変更等が行われた結果生じた、追加・変更工事代金相当の 190,774,865 円の支払いを求める。
②市が主張する工事の瑕疵修補責任はない。

本市主張：①工事費用は支払済であり、請負人の求める部分は、仕様書に基づく手直しであり、設計変更にはあたらない。
②工事の瑕疵に対する損害賠償として 35,775,027 円の支払いを求める。

(3) 平成 24 年 11 月 1 日、審査会から仲裁判断が示されました。（本市判断書送達は 11 月 5 日）

2 仲裁判断の概要

請負人申請の仲裁では、追加・変更工事代金相当額の一部が認められ、本市申請の仲裁においても、瑕疵による損害の一部が認められました。

| | ①請負人が求めた追加工事代金等 | ②本市が求めた瑕疵に対する損害賠償 |
|--------|--|--|
| 仲裁判断 | 市は請負人に対し、 <u>7,000 万円</u> 及び判断書送達の翌日(11/6)から <u>完済まで年 5 分の割合による遅延損害金</u> を支払うこと。 | 請負人は市に対し、 <u>900 万円</u> 及び判断書送達の翌日から <u>完済まで年 5 分の割合による遅延損害金</u> を支払うこと。 |
| 主な判断理由 | ・請負人主張の追加・変更工事が、手直し工事に過ぎないと即断することはできない。 ・本件請負契約内容にある毎時 35 頭の処理能力を満たしている。 | 請負人には、本件工事契約に伴う瑕疵修補に関して、損害賠償責務が存在することが認められる。 |

※建設業法に基づき設置されている建設工事紛争審査会が行う**仲裁判断**は、**確定判決**と同一の効力を有するため、**判断の内容については裁判で争うことはできません。**